

【 テールゲートリフター操作業務特別教育 】

＜ 実施要領 ＞

(一社)秋田県労働基準協会

1. 講習について

労働安全衛生規則が改正され、令和6年2月1日から、テールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作(稼働スイッチの操作のほか、キャストストップパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます)の業務を行う労働者に対し、特別教育を終了した作業員でなければこれを行わせることができません。

テールゲートリフターは、製造業(原材料・製品の出入庫等)・建設業(電気工事事業者の発電機や電線等資材の積卸しなど)・小売業(プロパンガスボンベの配送引取り、酒類ケースの搬送等々)・産業廃棄物処理業(廃棄物の引取り・移動等)などで使われていることが多く、これらの業務でテールゲートリフターを運転する方は、法令の特別教育が必要となります。

2. 日時及び会場

[日時] 令和5年12月14日(木)

会場:協働大町ビル

10時00分～15時10分

(9時50分から開講オリエンテーションを行います。)

3. 講習科目(※修了試験合で記載)

- (1) テールゲートリフターに関する知識(1.5H)
- (2) テールゲートリフターによる作業に関する知識(2H)
- (3) 関係法令(0.5H)

※この講習では、2時間以上のテールゲートリフターの操作の方法の実技教育講習が必要です。

当協会の講習は、この実技を行わないため、各事業場で2時間の実技教育を実施し申請書(別紙)にある「実技教育実施証明書」を提出してください。

4. 定員 100名(定員になり次第締切ります)

5. 受講料・テキスト代(消費税込み)

	非会員	会員
受講料(税込み)	11,110円	8,910円
テキスト代(税込み)	990円	990円
合計(税込み)	12,100円	9,900円

(*)当協会の会員です。

※テキスト代は変更になる場合があります。

6. 受講申込方法

- (1) 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚(背景がないもの)を貼付のうえ、郵送、メールまたは持参により申し込みください。
- (2) 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します。申込書に希望の有無欄あり。)
- (3) 受講申込締切日及び受講料納入期限は 12月7日(木) とします。
- (4) 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はいたしません。
- (5) 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合せください

●【申込先】 〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44
一般社団法人 秋田県労働基準協会
TEL 018-862-3362 ・ FAX 018-862-3729

●【振込先】 秋田銀行 大町支店(普)967575
一般社団法人 秋田県労働基準協会
専務理事 町田 良則(マチダ ヨシノリ)
※振込は関係資料の送付後に行ってくださいようお願いいたします。

7. その他

- (1) 全科目を受講した方には「修了証」を交付致します。
- (2) 事業場には「講習実施証明書」を交付致します。